

確定申告はお早めに！

所得税及び復興特別所得税の
確定申告の相談及び申告書の受付は

2月16日～3月15日です



令和3年分の所得税及び復興特別
所得税の確定申告の受付は令和4年
3月15日までです。申告期限間に
なりますと税務署は大変混雑するこ
とが予想されますので、確定申告は
できるだけ早めにお済ませください。
還付を受けるための申告は、2月
16日より前でも受け付けています。
期限内に申告や納税をしなかつた
り、間違った申告をしますと、後で
不足の税金を納めなければならぬ
だけでなく、加算税や延滞税を納め
なければならぬこととなりますの
でお気をつけください。
なお、申告を行う必要のない人で
も、個人事業税、個人住民税の申告
が必要な場合がありますので、ご注
意ください。



令和4年2月1日発行
第147号
発行所

公益社団法人 吉野納税協会
吉野納税貯蓄組合連合会
奈良県吉野郡吉野町丹治
TEL 0746 (32) 2294
FAX 0746 (32) 1503
<https://www.nk-net.co.jp/yosino/>

確定申告特集ページの開設

国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」
が開設されております。適正な申告のため、ぜ
ひご利用ください。

消費税及び地方消費税
の確定申告・納付も
お忘れなく

個人事業者の令和3年分の消費税及
び地方消費税の確定申告・納付の期限
は、令和4年3月31日となっています。
ご準備はお早めにお願ひします。

贈与税の申告及び納付
期限は3月15日です

令和3年分の贈与税の申告受付は、
令和4年2月1日から3月15日までで
す。

納税も申告期限と同じ日までにしな
ければなりません。贈与税額が10万
円を超え、かつ、金銭で一時に納付す
ることが困難な場合は、5年以内の年
賦で納める延納の制度があります。

こんな方は確定申告の必要があります

事業所得や不動産所得などがある人

令和3年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当

控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

土地や建物などを譲渡した人

令和3年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書B第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を買った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡所得に、5年以下なら短期譲渡所得になり、それぞれ別の方法で税額を計算します。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※ なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることが出来ます。

損失申告について

令和3年中の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることが出来ます。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については振替納税の方法があります。

振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。

便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。

手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。

振替日は、所得税が令和4年4月21日、消費税が令和4年4月26日です。その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和3年分の申告と納税は令和4年3月31日までとなっていますが、3月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの納税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

○課税取引金額計算表

事業所得用

不動産所得用

農業所得用

○課税売上高計算表

○課税仕入高計算表

なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要はありません。

医療費控除について

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額をもとに計算される金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

医療費控除の対象となる金額

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

$$\left(\text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{①の金額} \right) - \text{②の金額}$$

- ① 保険金などで補てんされる金額
 (例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など
- ② 10万円
 (注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

医療費通知を利用する場合の医療費控除の明細書の記載方法

医療費のお知らせ

医療を受けられた方	医療費の総額(円)	保険料等の控除額(円)	医療費控除の対象となる金額(円)
〇〇 〇〇 〇〇	210,000	147,000	63,000
〇〇 〇〇 〇〇	21,000	14,700	6,300
〇〇 〇〇 〇〇	14,000	9,800	4,200
〇〇 〇〇 〇〇	240,000	168,000	72,000

「医療費控除の明細書」の該当する欄に金額を記入

令和3年分 医療費控除の明細書 内訳書

住所 〇〇 〇〇

氏名 〇〇 〇〇

医療費を支払った方	医療費の総額(円)	保険料等の控除額(円)	医療費控除の対象となる金額(円)
〇〇 〇〇 〇〇	145,500	145,500	0

(出典：国税庁ホームページ (一部加工))

医療費控除を受けるための手続

医療費控除に関する事項その他の必要事項を記載等して、所轄税務署長に確定申告書を提出するか、電子申告(e-Tax)にて申告してください。確定申告書を提出する際、医療費の領収書から医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。医療保険者から交付を受けた医療費

通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。なお、医療費控除の明細書の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書(医療費通知を添付したものを除きます)の提示又は提出が求められる場合があります。

セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(人間ドック、予防接種等)を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等(一部の商品には左記のマークが掲載されています)の購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。セルフメディケーション税制は通常の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用することになります。

セルフメディケーション税制による医療費控除額は、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金などで補填される部分を除きます)から1万2000円を差し引いた金額(最高8万8000円)です。

なお、一定の取組(人間ドックなど)に要した費用は、セルフメディケーション税制による医療費控除の対象とはなりません。

セルフ
メディケーション税制
共通識別マーク



(出典：国税庁ホームページ)

令和3年分 消費税及び地方消費税の申告・納付

■ 消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

- ① 令和元（平成31）年分の課税売上高が1,000万円を超える方
- ② 令和元（平成31）年分の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ 上記①、②に該当しない場合で、令和2年1月1日～6月30日までの期間における課税売上高が1,000万円を超える方
※課税売上高に代えて、給与等支払額による判定も可能です。

■ 消費税の納税額の計算方法

一般的な消費税納税額の計算方法

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額}$$

簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」で計算します。
※複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

種 別	みなし仕入率	主な業種
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）
第3種事業	70%	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業
第4種事業	60%	飲食店業、その他の事業
第5種事業	50%	金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業以外）
第6種事業	40%	不動産業

■ 地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

税率6.24%、7.8%適用分

$$\text{地方消費税の納税額} = \text{国税の消費税納税額} \times 22/78$$

帳簿と請求書等の保存

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

正しい知識で確かな納税

令和3年分 所得控除額一覧表

雑損控除額	$\left. \begin{array}{l} \text{差引損失額} - \text{総所得金額等の合計額} \times 10\% \\ \text{差引損失額のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円} \end{array} \right\} \text{いずれか多い方の金額}$ (注) 差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等で補填される金額							
医療費控除額	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補填される額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 10\text{万円と「総所得金額等の合計額の} \\ 5\% \end{array} \right) \text{とのいずれか少ない方の金額}$ (200万円が限度)							
社会保険料控除額	支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額 (国民年金保険料及び国民年金基金の掛金は支払を証する書類の確定申告書等への添付が必要) (8万8千円が限度)							
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金 + 確定拠出年金の企業型年金の掛金及び個人型年金の掛金 + 心身障害者扶養共済掛金							
生命保険料控除額	一般の生命保険料控除額 + 個人年金保険料控除額 + 介護医療保険料控除額 (12万円が限度) (①、②又は③) (①、②又は③) (①) ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る支払保険料のみがある場合の控除額 ・支払保険料が2万円以下……………支払保険料等の全額 ・支払保険料が20,001円以上4万円以下……………支払保険料等 $\times 1/2 + 1$ 万円 ・支払保険料が40,001円以上8万円以下……………支払保険料等 $\times 1/4 + 2$ 万円 ・支払保険料が80,001円以上……………4万円(4万円が限度) ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る支払保険料のみがある場合の控除額 ・支払保険料が25,000円以下……………支払保険料等の全額 ・支払保険料が25,001円以上5万円以下……………支払保険料等 $\times 1/2 + 12,500$ 円 ・支払保険料が50,001円以上10万円以下……………支払保険料等 $\times 1/4 + 25,000$ 円 ・支払保険料が100,001円以上……………5万円(5万円が限度) ③新契約と旧契約の両方に係る支払保険料がある場合の控除額(a、bいずれが多い方) a ①の控除額 + ②の控除額(4万円が限度) b ②の控除額(5万円が限度)							
地震保険料控除額	区分	支払保険料の金額(A)	控除額					
	①地震保険料	5万円以下	(A)の金額					
		5万円超	5万円					
	②旧長期損害保険料	1万円以下	(A)の金額					
		1万円超2万円以下	(A) $\times 1/2 + 5,000$ 円					
	2万円超	15,000円						
	①、②の両方がある場合		①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高5万円)					
(注) ある損害保険契約等が上記①及び②のいずれにも該当する場合は、上記①と②のいずれか一方の契約のみに該当するものとして控除額を計算することになります。								
寄附金控除額	①その年に支出した特定寄附金の額の合計額 } ②その年の総所得金額等の40%相当額 } いずれか低い金額 - 2,000円							
障害者控除額	障害者1人につき……………27万円 ただし、特別障害者……………40万円、同居特別障害者……………75万円							
寡婦控除額	27万円	ひとり親控除額	35万円	勤労学生控除額	27万円			
配偶者控除額 (配偶者が事業専従者の場合は適用なし)	納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	(注) 納税者の所得が1千万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に適用されます。				
	900万円以下	38万円	48万円					
	900万円超950万円以下	26万円	32万円					
950万円超1千万円以下	13万円	16万円						
配偶者特別控除額 (控除対象配偶者の場合は適用なし) (配偶者が事業専従者の場合は適用なし)	配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下
	48万円超95万円以下	38万円	26万円	13万円	115万円以下	21万円	14万円	7万円
	100万円以下	36万円	24万円	12万円	120万円以下	16万円	11万円	6万円
	105万円以下	31万円	21万円	11万円	125万円以下	11万円	8万円	4万円
110万円以下	26万円	18万円	9万円	130万円以下	6万円	4万円	2万円	
				133万円以下	3万円	2万円	1万円	
(注) 納税者の所得が1千万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に適用されます。								
扶養控除額 (扶養親族が事業専従者の場合は適用なし)	控除対象扶養親族(16歳以上)……………	38万円	老人扶養親族(70歳以上)					
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)……………	63万円	同居老親等以外の者……………	48万円				
			同居老親等……………	58万円				
基礎控除額	個人の合計所得金額			控除額				
	2,400万円以下			48万円				
	2,400万円超2,450万円以下			32万円				
	2,450万円超2,500万円以下			16万円				
2,500万円超			0円					

正しい申告と納税は市民社会のルールです

令和3年分 確定申告記載事項等チェック表

チェック箇所等	項目	参考事項
記載事項等	住所	納税地は、事業所等の所在地を所轄する税務署に申告する人を除き住所地（住所地のない人は居所地）とします。
	個人番号	個人番号（マイナンバー）を記入します。本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
	源泉徴収税額	一時・雑所得に係る源泉徴収税額がある場合には、所定欄の記載漏れがないかチェックします。
	申告納税額	黒字の場合のみ100円未満の端数を切り捨てます。
	各合計欄	記載漏れがないかチェックします。
第二表	特例適用条文等	各種の特別償却（租税特別措置法10条他）、社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法26条）など、課税の特例の適用については条文の記載が要件とされています。
書類の添付等	雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額がある場合は、その領収書
	医療費控除	医療費控除の明細書・医療費通知
	社会保険料控除*	「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等
	小規模企業共済等掛金控除*	支払った掛金の額の証明書
	生命保険料控除*	支払保険料等の証明書など（平成23年12月31日までに契約した一般の生命保険料は9,000円超のもの、個人年金保険料その他はすべてのもの）
	地震保険料控除*	支払保険料等の証明書など
添付等	寄附金控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証（ただし、政治献金の場合は選管等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」）など また、特定の公益法人、学校法人などへの寄附については、受領証のほか、その法人が公益の増進に著しく寄与する法人である旨の証明書又は認定証の写し
	租税特別措置法に規定する特別償却又は所得税額の税額控除	それぞれの特別償却又は所得税額の特別控除に関する明細書など
	住宅借入金等特別控除（控除1年目） 住宅借入金等特別控除*（控除2年目以降）	「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」など一定の書類
	認定住宅新築等特別税額控除	「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」などの一定の書類
	住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除	「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」、「増改築等工事証明書」又は「住宅耐震改修証明書」など一定の書類
	政党等寄附金特別控除	「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を經由して交付された選管等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」
提出	青色申告決算書又は収支内訳書	税務署から送付された所定の決算書又は収支内訳書
	財産債務調書	合計所得金額（退職所得を除く）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の特定の財産を有する人

（注）※印は、給与所得者で年末調整の際に控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

あなたの街の納税協会

令和3年度 納税表彰受彰者

受彰された皆様は、いづれも多年にわたり、率先して正しい税知識の普及及び納税道義の高揚に多大な貢献をされてこられました。
ここに深く敬意を表し心からお慶び申し上げます。
榮えある受彰者は次の方々です。
(敬称略・順不同)

吉野税務署長表彰
辰巳 伊佐子 (吉野町)

吉野納税協会会長表彰
貝本 拓路 (下市町)

辰巳 早苗江 (吉野町)

西灘 久泰 (大淀町)

吉谷 良浩 (下市町)

吉野納税貯蓄組合連合会长表彰
黒滝村商工会納税貯蓄組合

山田 輝 (下市町商工会事務局)

吉野税務署長感謝状
下市町立下市小学校

近畿納税貯蓄組合連合会长感謝状
熊谷 禎彌
(下市町商工会納税貯蓄組合組合長)

令和3年度 中学生の「税についての作文」入選者一覧 (敬称略・順不同)

全国納税貯蓄組合連合会優秀賞
大淀中学校 3年 田中 千遥

奈良県納税貯蓄組合連合会会長賞
大淀中学校 3年 南 香之子

奈良県知事賞
大淀中学校 1年 河口 結

奈良県租税教育推進連絡協議会会長賞
大淀中学校 2年 宿里 香織

吉野納税貯蓄組合連合会会長賞
大淀中学校 3年 木村 綾音
川上中学校 3年 森野 花音

吉野税務署長賞
東吉野中学校 3年 富永 真生
大淀中学校 3年 金井 哲朗

公益社団法人吉野納税協会会長賞
大淀中学校 2年 中本 恵理那

近畿税理士会吉野支部長賞
大淀中学校 3年 中山 蒼

吉野税務署管内 租税教育推進協議会長賞
十津川中学校 3年 松井 香雪

吉野郡内町村長賞
吉野中学校 2年 梶井 綾太

吉野町長賞
大淀中学校 1年 大前 校登
大淀中学校 2年 隠地 詩
大淀中学校 3年 植村 美音

下市町長賞
下市町立下市小学校 3年 梶 めぐ実

天川村長賞
天川小中学校 9年 堀尾 みのり

十津川村長賞
十津川中学校 3年 横倉 圭太

下北山村長賞
下北山中学校 3年 仲村 美咲

上北山村長賞
上北山やまゆり学園 7年 小谷 海

川上村長賞
川上中学校 1年 福本 じゅあ

東吉野村長賞
東吉野中学校 3年 北野 和香

全国納税貯蓄組合連合会会長感謝状
大淀町立 大淀中学校

第5回 NKメンバーズツアー 旅行行程表

＜新緑の奥入瀬と八甲田の旅～北東北ゆったり紀行～＞

期間 令和4年6月9日(木)～11日(土) 費用 139,000円(消費税込み)

日次	月日・曜日	行 程	宿泊候補
①	6月9日(木)	伊丹空港南ターミナル1F団体カウンター8:15集合 全日空1851 *シアター 13:00～ 伊丹空港 → 青森空港 → ホテルサンルート五所川原【昼食】 → 立佞武多の館 = / 9:00 10:40 11:05 11:45 12:35 12:40 13:30 *演奏14:00～14:20 / → 津軽三味線会館…太宰治記念館【斜陽館】 → 津軽SA → 十和田ホテル 13:50 15:20 16:05/16:20 17:30頃	【十和田湖】 十和田ホテル 宴会19:00～ 和食
②	6月10日(金)	*早朝散歩6:30～ *朝食7:00～ 十和田ホテル → 発荷峠展望台 → 休屋…乙女の像…/ 9:00 9:15 9:30 9:45 10:20 十和田湖遊覧船 /…乗船場(団体写真) → 子ノ口 → 奥入瀬渓流散策 → / 10:25 10:45 11:35/11:45 11:50 12:50 *銚子大滝・石ヶ戸付近散策 / → 森のホテル【昼食】 → 睡蓮沼 → 城ヶ倉大橋 → 八甲田ホテル 13:05 14:15 14:45/15:00 15:15/15:25 15:30頃 八甲田ホテル到着後、酸ヶ湯温泉の名湯【ヒバ千人風呂】へご案内	【酸ヶ湯温泉】 八甲田ホテル 夕食18:00～ 和食・洋食選択
③	6月11日(土)	*早朝散歩6:30～ *朝食7:15～(和洋選択) 日本の道百選 八甲田ホテル → 津軽伝承工芸館・津軽こけし館 → 黒石・中町小見世通り → / 9:30 10:05 10:45 11:10 11:55 / → 料亭・富士見館【昼食】 → 三内丸山遺跡(団体写真) → 青森空港 → 伊丹空港 12:00 13:15 13:45 15:30 15:50 17:25 全日空1856	

※利用機関ならびに時刻は、変更になる場合がございます。

詳しいことは納税協会にお問い合わせ下さい (TEL 0746-32-2294)

吉野税務署からのお知らせ

令和4年1月から

スマートフォンを利用した申告が
より一層便利になります

全国で100万人以上
の方が利用されています



スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。

スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。



スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれかが必要です。

- ①マイナンバーカード（スマートフォンはマイナンバーカード読取対応のものが必須です。）
- ②税務署で発行したID・パスワード

※ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

- 令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要となります。
入場整理券の配付方法は2通りあります。
確定申告会場での当日配付又はオンライン(LINE)での事前発行となります。
なお、当日配付は、状況により早めに配付を終了する場合がありますのでご了承ください。
- 確定申告会場では、長時間お待ちいただくことがあります。
- 「検温」「マスクの着用」「手指の消毒」等の感染予防対策にご協力ください。
- 37.5度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。

消費税インボイス制度説明会を開催します！！

日時	開催場所	定員	説明内容
令和4年2月17日(木) 14時00分～15時00分	吉野納税協会 (2F会議室) 吉野町大字丹治200番3	15名 (要予約)	インボイス制度の概要(基礎編) 《こんな方にオススメ》 ・「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方 ・制度全体の仕組みを知りたい方
令和4年3月10日(木) 14時00分～15時00分			
令和4年3月24日(木) 14時00分～15時00分			
令和4年3月30日(水) 14時00分～15時00分			

〔申込・お問合せ先〕

吉野税務署 法人課税部門 ・0746-32-1583(直通)

説明会は電話予約制です。(1週間前までに予約願います。)